

武蔵村山市ふるさと寄附 返礼品応募の手引き



企画財政部 財政課 財政・検査係

P1 提出書類

P2 返礼品登録・掲載までの流れ

P3 総務省審査から掲載までのスケジュール

P4 掲載後の流れ

P5 返礼品の変更・追加・除外

P6 返礼品の要件（地場産品基準）





提出書類

新規に返礼品協力事業者の申込みをする場合は、以下の提出書類を応募先へ郵送又はメールにてご提出ください。

① ふるさと寄附返礼品協力事業者申込書（別紙１）

② 返礼品協力事業者登録条件確認書（別紙２）

事業者登録及び返礼品には条件がありますので、ご確認及び署名をお願いします。

③ 返礼品の詳細資料（様式自由）

返礼品のイメージが分かる画像やパンフレット、原材料の種類及び産地、
原材料を市外から仕入れている場合はその仕入価格、加工・製造の詳細 など。
※ホームページに掲載している提案書を使用していただいても構いません。

応募先・問い合わせ先

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1

武蔵村山市企画財政部財政課財政・検査係

TEL : 042-565-1111 (内線 364) FAX : 042-563-0793

e-mail : zaisei@city.musashimurayama.lg.jp



武蔵村山市広報キャラクター
「Mジロ」

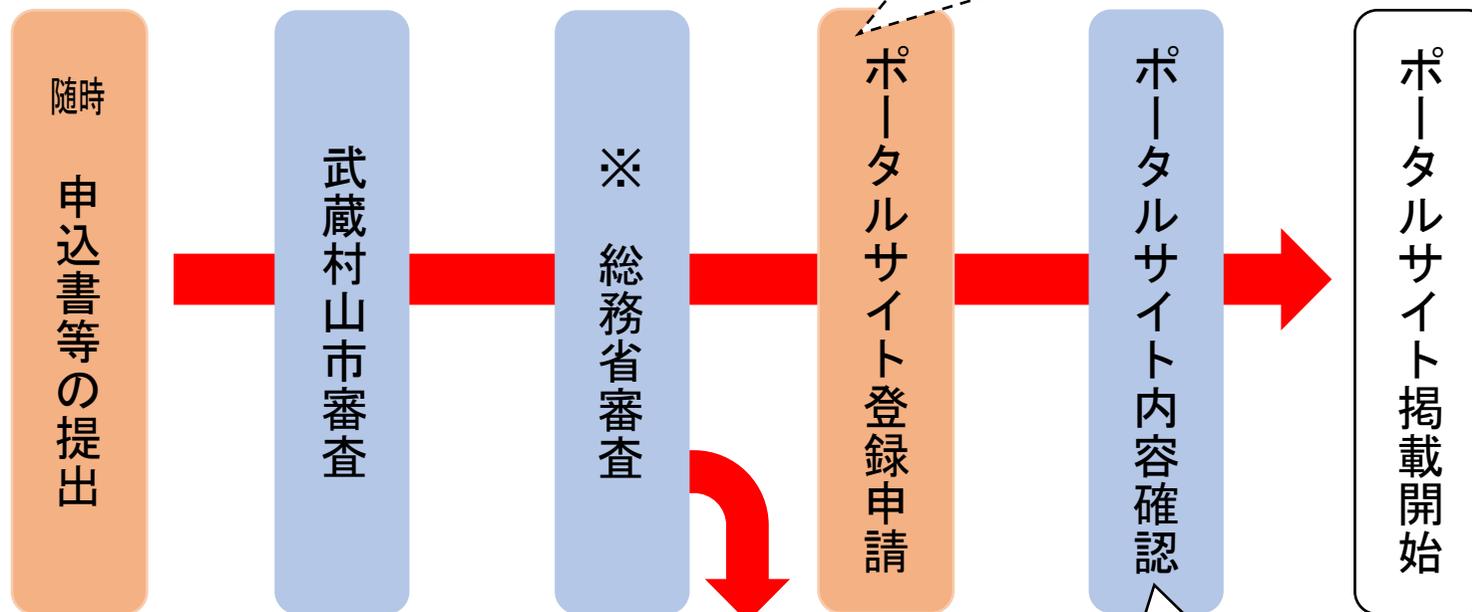
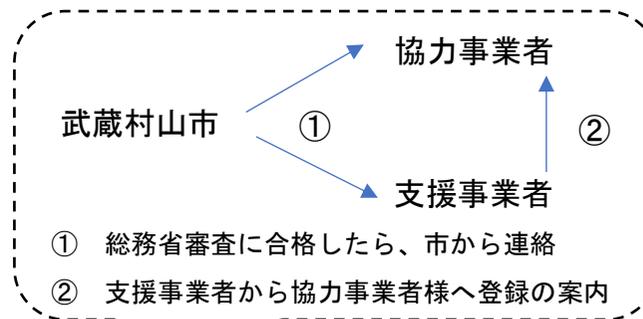


返礼品登録・掲載までの流れ

事業者様

自治体

※総務省への審査は年4回あります。
3ページのスケジュールをご確認ください。



【支援事業者について】
効果的な運営、安心・安全を考慮した返礼品の手配、
寄附者・配送等に係るデータの適正管理及びクレーム
対応等に万全を期すため、「株式会社さとふる」に委託。

総務省の審査で不合格と
なる場合もあります。

市が内容を確認し、
返礼品の寄附金額を
決定します。



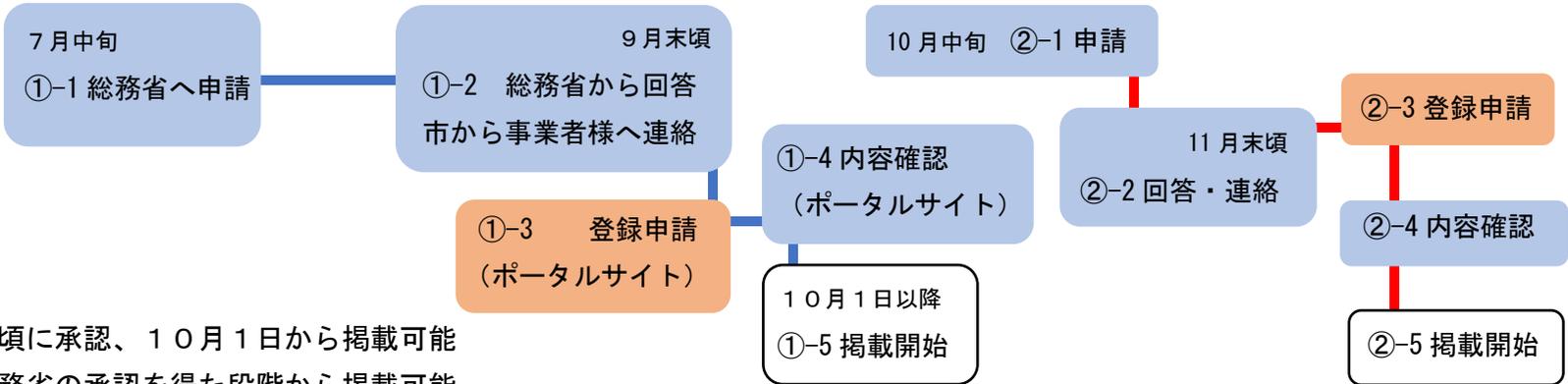
総務省審査から掲載までのスケジュール

事業者様

自治体

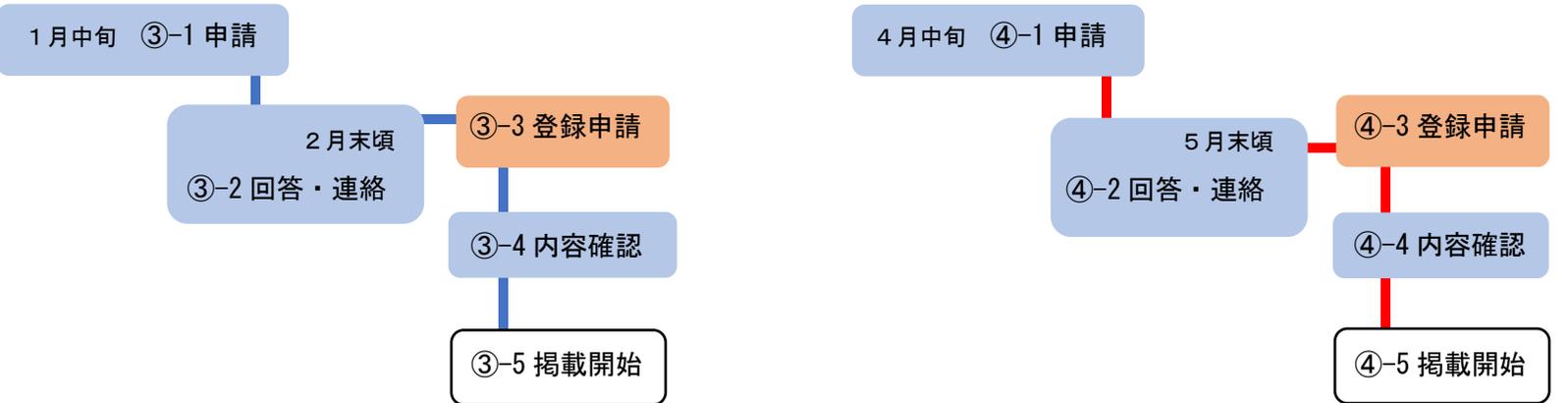
※スケジュールは前後する場合があります。

7月 8月 9月 10月 11月 12月



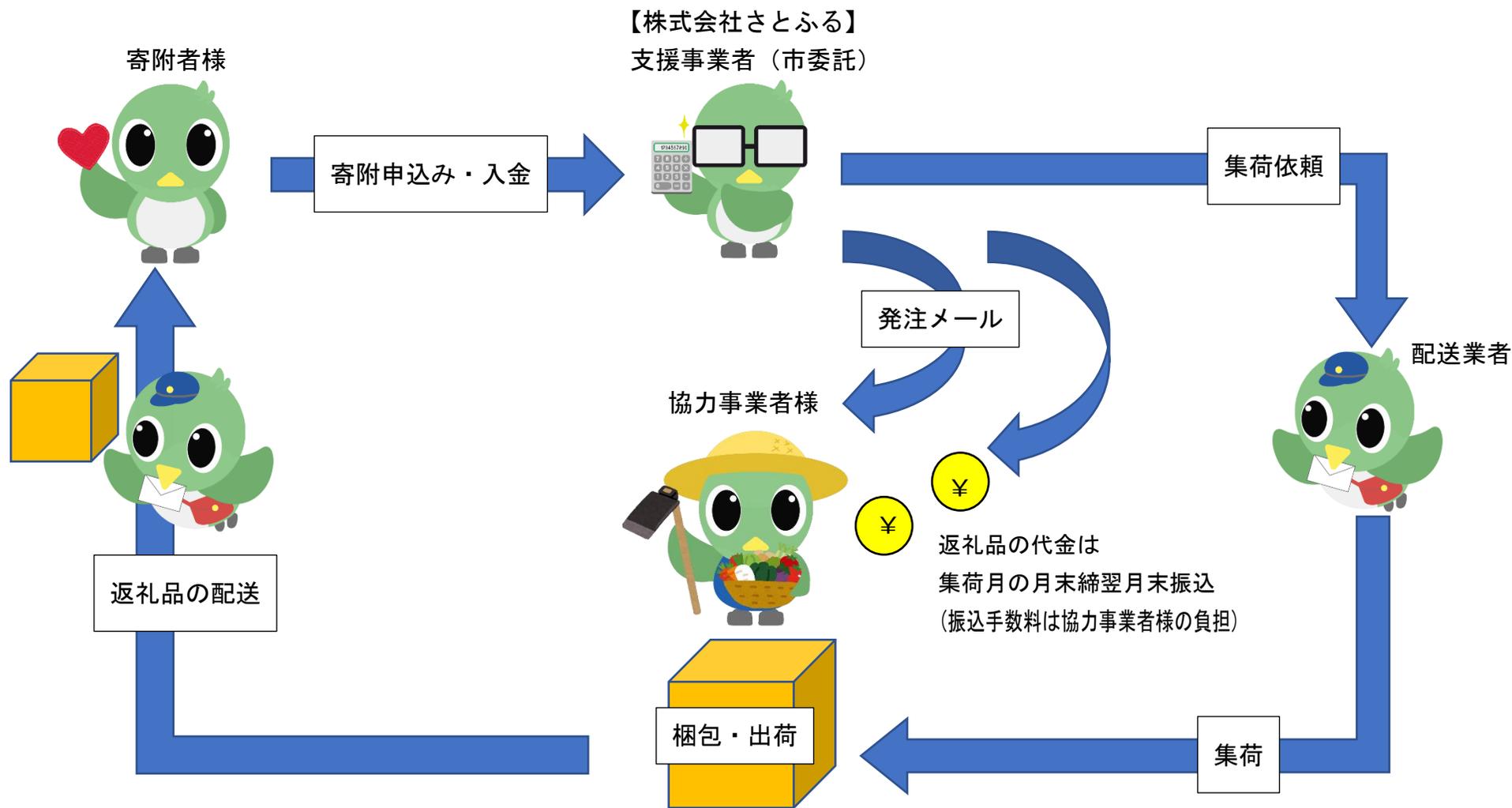
①は9月末頃に承認、10月1日から掲載可能
②～④は総務省の承認を得た段階から掲載可能

1月 2月 3月 4月 5月 6月





掲載後の流れ





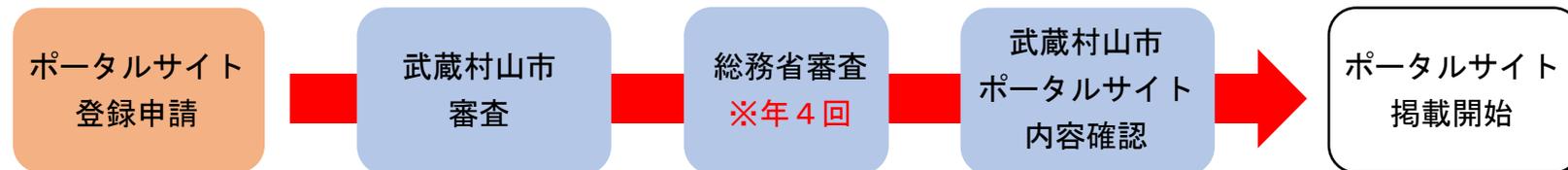
ポータルサイト掲載後の返礼品の変更

総務省の承認を得た返礼品をポータルサイトに掲載後、返礼品の数量や重量、大きさ、色、価格等の変更をする場合は、ポータルサイトにて返礼品の変更申請をしてください。市が内容を確認した後、変更後の内容でポータルサイトに掲載されます。

返礼品の追加

既に協力事業者として登録されている事業者様で、新しく返礼品を追加したい場合は、ポータルサイトにて返礼品の登録申請をしてください（別途、市から仕入価格や加工・製造の詳細等をお伺いする場合があります。）。

申請は随時受け付けてはいますが、総務省の審査で承認を得る必要があります（※3ページのスケジュール参照）。



返礼品の除外

登録済の返礼品は毎年総務省の承認を得る必要があります。3ページの①のスケジュールで総務省へ申請しますが、総務省の地場産品基準等の改定により不合格となった場合はその時点で返礼品から除外しますので、あらかじめご了承ください。



返礼品の要件（地場産品基準）

総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/

詳しくは、「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」及び「運用についてのQ&A」をご覧ください。

返礼品として認められる例（抜粋）

- 区域内において生産されたもの
- 区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの
 - ・ 市内で生産された牛乳や果物を100%使用して、市外で製造されたジェラート
 - ・ 市内の事業者が100%自社で栽培したリンゴを使用して、市外の工場で加工したリンゴジュース
- 区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち
主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの
 - ・ 市内の事業者が市外で生産された原材料を使用し、市内で加工・品質保守を一元管理し、自社製品として販売しているもの
 - ・ 市外で生産された豚肉を、市内で切断・調理・袋詰めしている豚肉加工品

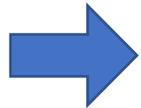
主要な部分を行うことにより
相応の付加価値が生じているとは？
詳しくは7ページをご覧ください。



※ 上記に該当する品でも、総務省の承認を得ることができない場合があります。

Q&A 問18

当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分以上を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨や区域内で行われた工程の詳細をポータルサイト上等に明記すること。



仕入れた原材料等の価格に対し、販売する製品の売価が武蔵村山市内で50%以上の付加価値を加えたもの

(例)

$$\frac{2,400 \text{ 円 (市内加工付加価値)}}{3,000 \text{ 円 (売価)}} \times 100 = 80\%$$

市内加工付加価値が50%を超えているため、
地場産品として該当



その他

返礼割合は、寄附金額に対する販売価格（≡各種工程にかかる費用や人件費、梱包資材費等を含めた調達費用）を3割以下にすることが定められており、寄附金額は販売価格を参考に市が決定します。なお、市では寄附金額を1万円から設定しています。（例：販売価格3,000円÷0.3⇒寄附金額は10,000円以上に設定）